

南区防災事業の取組内容について



南区役所自治推進課
仲田 一 晃

コロナ禍における防災(感染)対策

～事前準備で感染症のリスクを下げる～

避難所の開設

➤ 個人用防護具の準備

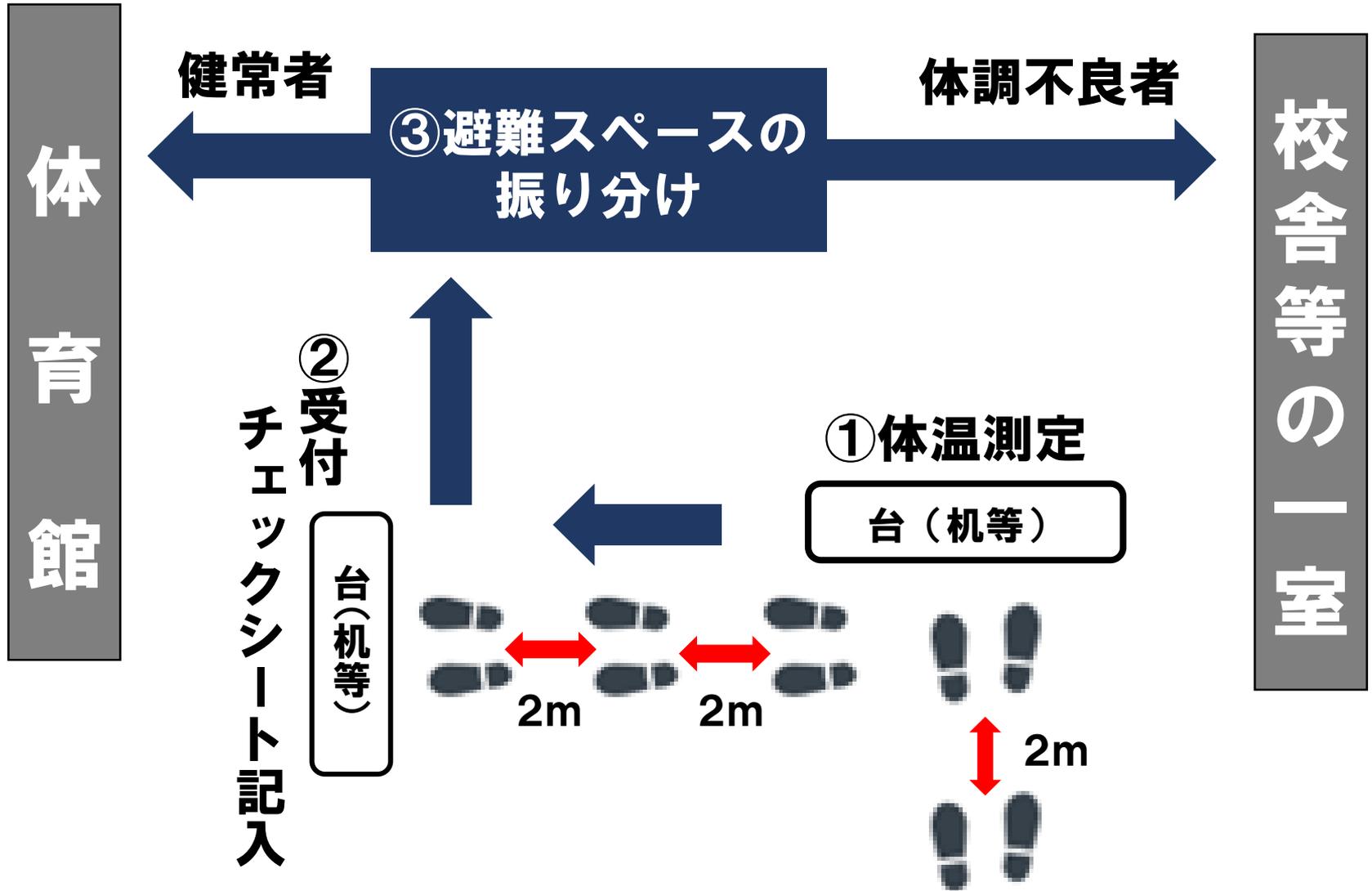
避難所運営スタッフの個人用防護具を準備し、着脱手順や洗浄、消毒手順を確認する。

➤ 避難者の受付

事前受付で健常者と体調不良者等を振り分ける。

➤ 避難所のレイアウト

コロナ禍における受付レイアウト例



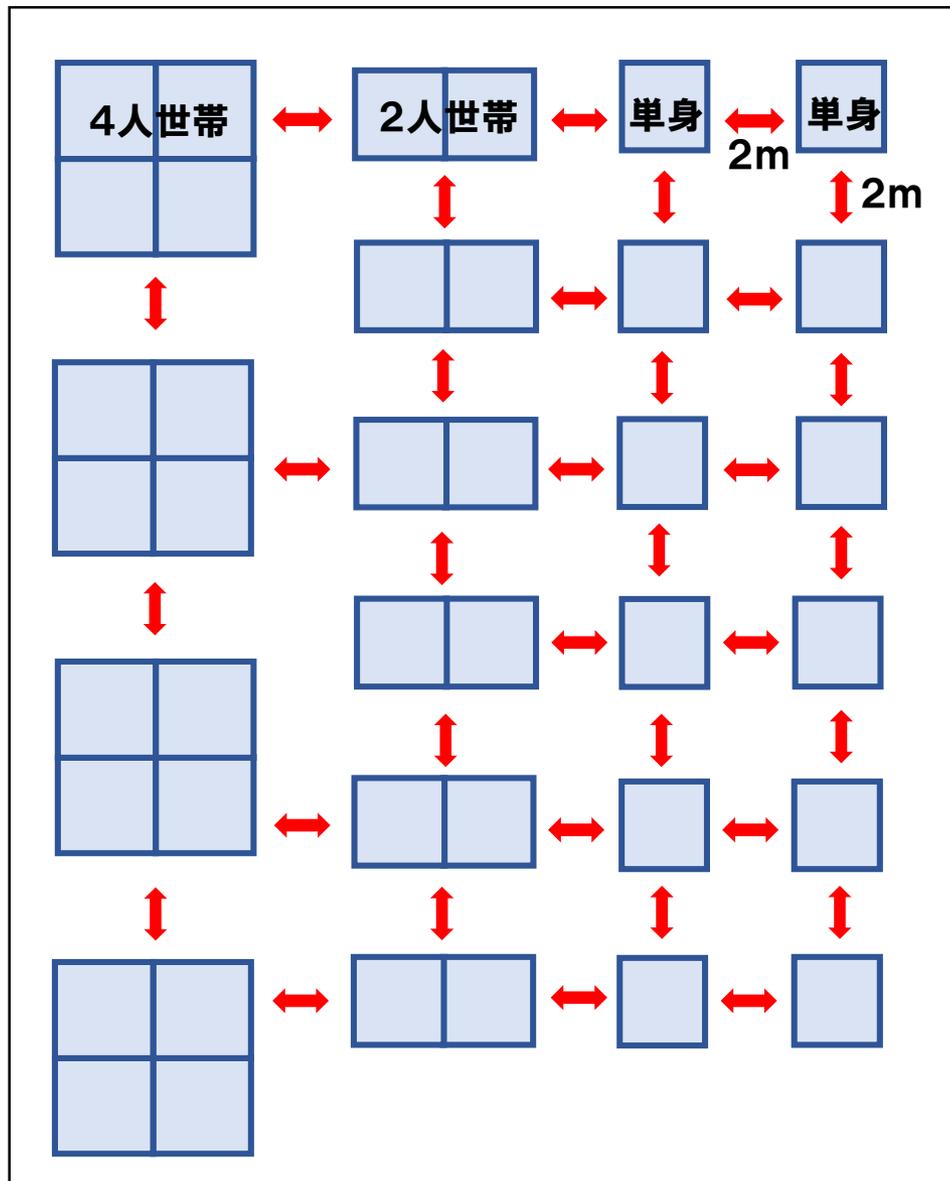
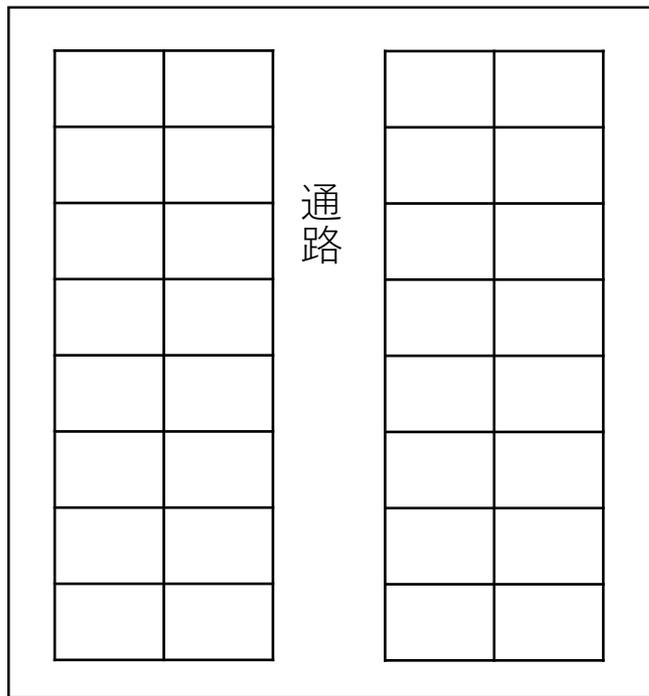
受付の様子



コロナ禍における体育館のレイアウト例

感染対策配置

従来配置



- 世帯単位でスペースを考える
- 他の世帯とはソーシャルディスタンスをとる
- 平時の検討していた収容人数を受け入れることはできない

新しい避難所のスペース確認等



ダンボールベットの設置状況



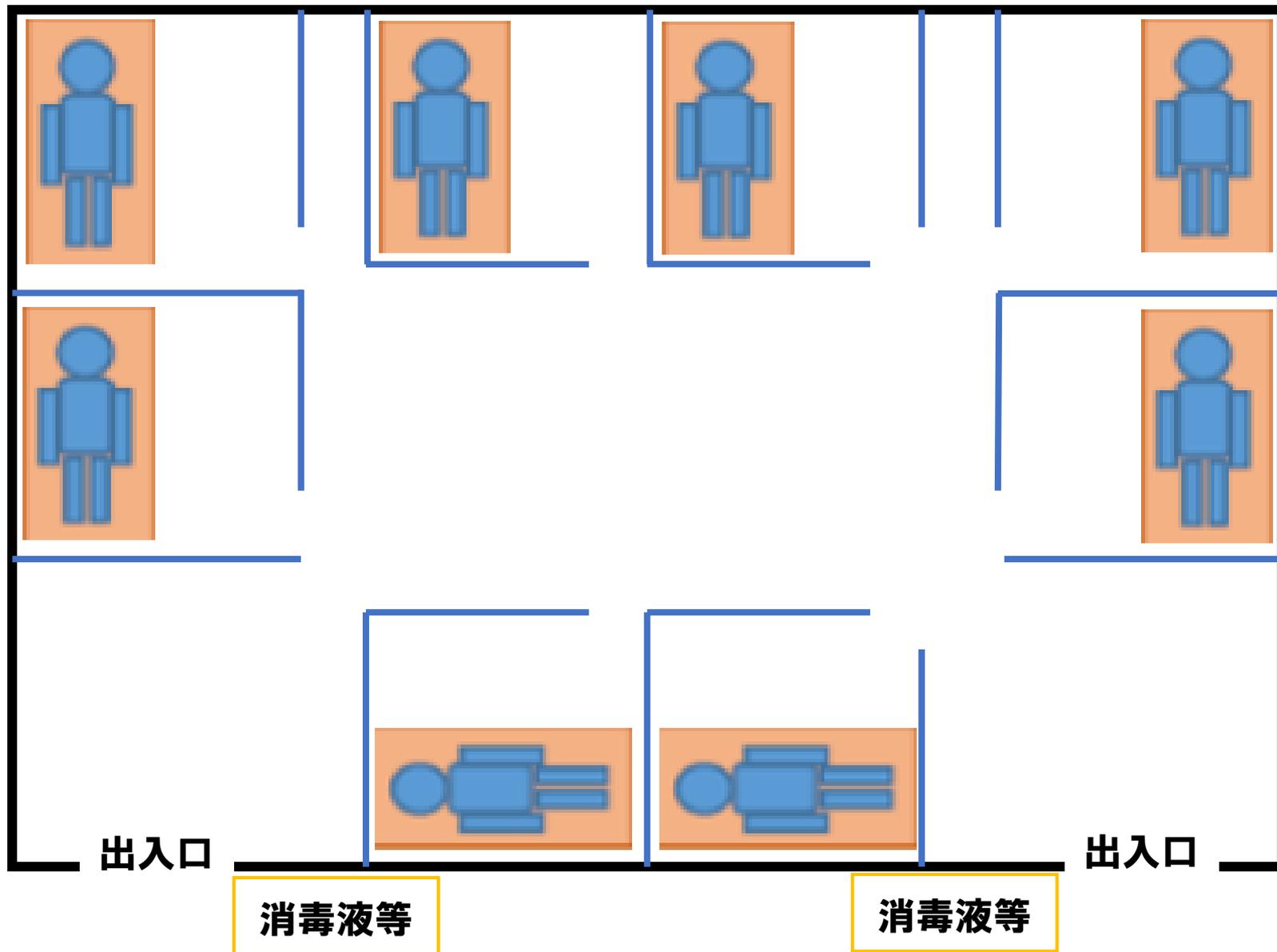
ダンボールベットの組立状況



健康観察等が必要な方の避難場所



教室のレイアウト例



避難者用のベッド



1 定義

市民の方が災害ために被害を受け、または受ける恐れがある場合には、まず、本市が指定している避難所（堺市立小学校等）へ避難することとしています。

避難生活を送るうえで、高齢者、障害者、乳幼児などの方で、災害時の一般的な避難所では生活に支障をきたす方（要配慮者）には、何らかの特別な配慮をする必要があります。

福祉避難所は、市内に震度6弱以上の地震や、風水害による大規模河川氾濫などの市災害対策本部※が設置されるような災害が発生した場合に、要配慮者のうち指定避難所等での避難生活が困難など、特別な配慮を要する方を滞在させることを想定した二次的な避難所です。

※市災害対策本部は、過去10年において、平成30台風21号災害時に1度設置されています。（通常の災害では危機管理センターでの対応となっています。）

指定避難所に指定するにあたり満たすべき基準は下記のとおりです。

- ①要配慮者の特性に応じ円滑な利用を確保するための措置が講じられている。
- ②災害時、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されている。
- ③災害時、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている。

2 福祉避難所の位置付け

原則として、市内に市災害対策本部が設置されるような災害が発生した場合に、必要に応じて、事前に協定を締結した社会福祉施設等に設置する避難所で、要配慮者のうち特別な配慮を要する方を滞在させることを想定した避難所です。

【対象者】	○高齢者 ○障害者 ○難病患者 等
【根拠法令】	災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 災害救助法（昭和22年法律第118号）
【人員配置】	概ね要配慮者10人に1人の生活相談員等を配置 ※原則、看護師や介護福祉士等の専門的な知識、資格を有する者
【面積基準】	1人あたり概ね2～4㎡（畳2畳程度）を確保
【経費の負担】	運営に要した経費は、災害救助法に規定する範囲において市が負担（一部国庫負担により措置）
【設備】	対象者の身体状況に応じた生活環境を提供 ○簡易ベッド（段ボールベッド） ○ポータブルトイレ ○間仕切りセット ○投光器 など

3 福祉避難所を開設する災害

市内に市災害対策本部が設置されるような災害が発生した場合指定避難所等での避難生活が困難な要配慮者を受け入れてもらうため、協定を締結した施設等に対し、福祉避難所の開設を要請します。

「災害救助法の適用」については、災害による被害の程度が、災害救助法施行令に定める適用基準に達し、または達する見込みがある場合、大阪府に対して災害救助法の適用を要請し、知事が市町村を決定します。

【災害救助法適用（災害救助法施行令）／堺市の場合】

（第1号）市内の150世帯以上の世帯の住家が滅失した場合

※全焼（壊）は1、半焼（壊）は1／2、床上浸水は1／3で換算

（第2号）府内で1500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市内で75世帯以上の住家が滅失した場合

（第3号）①府内で7000世帯以上の住家が滅失し、市内の被害世帯数が多数である場合

②災害が隔絶した地域に発生する等、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊な技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

（第4号）多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合であって、多数の者が避難して継続的に救助を必要とし、または食品の給与や救出等に特殊な技術等を必要とする場合

【福祉避難所開設までのフロー】

